

## 理事会推薦役員選考に関する 推薦委員会運営内規

制定：平成 17 年 1 月 25 日

改訂：平成 24 年 2 月 20 日

改訂：平成 24 年 9 月 11 日

改正：平成 25 年 6 月 18 日

改正：平成 27 年 9 月 30 日

### (目 的)

第 1 条 本委員会は、定時社員総会に諮る役員候補者の選定を、適正かつ公正に行うことを目的として理事会推薦理事を選考するために設置する。

### (任 務)

第 2 条 本委員会の任務は、次の候補者を選定し理事会に提案することとする。

1) 会長および副会長候補者を含む理事会推薦理事の候補者

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会の委員は、非改選理事全員により構成する。但し、改選対象となる会長は本委員会に出席して意見を述べることができる。

2. 委員長は非改選の副会長が務める。

3. 委員が止むを得ず本委員会を欠席する場合は、文書により理事会推薦理事の候補者名を委員長に提出するか、もしくは他の委員に委任状を提出することができる。この場合、この委員は本委員会に出席したものとみなす。

### (設置期間)

第 4 条 本委員会は、上記第 2 条の任務の発生に伴い、理事会のもとに設置し、推薦候補者が理事会で承認された時点で解散する。

### 付則

1. この内規は理事会の承認のもとで改正できる。
2. 平成 27 年 9 月 30 日の改正は、同日より適用する。

以上